

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月27日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

生駒市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、法第25条の3の2第4項において準用する法第25条の3の規定により指定の更新をしたときは、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「事業所の名称及び所在地」を「指定工事者の氏名若しくは名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第25条の3の2第4項において準用する第25条の3の規定により指定の更新をしたとき。

別記様式を次のように改める。

生駒市指定給水装置工事事業者証

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 有効期限 年 月 日
- 4 指定給水装置工事事業者の事業所の名称
- 5 代表者氏名
- 6 指定給水装置工事事業者の事業所の所在地

上記の者は、生駒市指定給水装置工事事業者であることを証する。

年 月 日交付

水道事業管理者

印

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。